学校等の集団感染防止対策について（新型インフルエンザ）

問 私達が直面した未知のウイルス「新型インフルエンザ」は、5月の連休前後に国内での感染者が確認され始まった。初夏に入りやや沈静化したこともあって、流行も一段落したと思っていた矢先、甲子園球児の間にも感染が広がるなど、再び猛威を振い始め「第二波」が日本列島全体を襲っている。8月15日には沖縄宜野湾市で国内初の死者が確認され、犠牲者は増加の一途をたどっている。また、基礎疾患を持つ患者や小児喘息の子供が重症化する事例が小樽市など全国で相次いでいる。改めて、基本的な感染防止策が強く求められている。

管内の多くの小中学校で二学期が始まった8月19日、舛添厚労相は「学校が再開されると急激に拡大する危険性がある」と、集団生活が行われる学校がパンデミック（感染爆発）の火種になる可能性を指摘して警戒を呼び掛けた。例年、秋・冬は季節性インフルエンザが流行するため、医療機関を含め地域で感染を広げない対策として重視されているのが学校での集団感染防止である。以下、その対策などについてお伺いする。

①学校等の集団感染の定義について

②新型インフルエンザの集団感染防止に向けて、保育所・幼稚園・学校現場への指導や対応、対策について

③家庭や関係機関との連携について

教育長 ①厚生労働省が示した通知の中で、同一集団について、「原則として同一学級又は部活動単位などで、7日以内にインフルエンザ様症状による2名以上の欠席者が発生した場合」で、「38度以上」の発熱に加え、鼻水や鼻づまり、のどの痛み、咳のうち、少なくとも1つ以上の症状を呈した場合」とされ、このほかにも、スクールバスによる通学児童生徒などの場合においても集団感染に該当するものとされている。

②臨時の校長会議を開催し、経過説明と今後の対応について、指導と周知を図っている。その内容の、1点目は、「新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を持っていないため、通常のインフルエンザに比べると感染が拡大しやすいこと」、2点目は、「感染経路は、通常のインフルエンザと同様に、飛沫感染と接触感染が考えられる」、3点目は、「ウイルスは、日光に弱く、体外では急速に減少するため、教室などの換気を頻繁に行うこと」、4点目は、「机やドアの引き手など頻繁に触れる箇所について、濡れタオルや雑巾での拭き取り清掃が効果的であること」、5点目は、「予防のため、石鹸による手洗いやうがいをしっかり行うこと」、児童生徒に対しては、家庭においても励行するよう指導すること」、6点目は、臨時休業となった場合の対応として、「保護者との緊急連絡網の確認や休業期間中の学習指導・生活指導についてあらかじめ準備すること」などについて、再確認している。学校では、来校者に対し消毒用アルコールや緊急時に使用するマスクの配布を行い、幼稚園でも、学校同様の対策を実施するよう指導している。

なお、常設保育所、へき地保育所及び学童保育所でも、感染予防及び施設内消毒方法等のマニュアルのほか、町対策本部の情報等も逐次提供し、児童に対しては、登所時に健康状態の観察及び確認を行い、手洗いとうがいを実施している。

③新型インフルエンザの集団感染が疑われる場合は、学校医・保健所と連携し、必要に応じて臨時休業の措置を講じるなど、適切に対応し、臨時休業の期間中は保護者と連携し、児童生徒の健康観察と感染状況の把握に努めていきます。

さらに、各種集会やスポーツ大会等の主催者に対しても、インフルエンザ様症状を有する児童生徒や大会関係者の参加自粛など、感染拡大防止の措置を講ずるよう要請し、町の対策本部会議において情報を共有化し、関係機関との連携のもと、更なる感染拡大の防止に努めていきたい。